

出展規定

1 規定の遵守

出展者は、主催者が定める一連の「出展規定」等について、これを遵守することに同意するものとします。

2 出展物

- 出展物は、本イベントの開催趣旨、目的に合致し出展申込書に明示された品目とします。
- 出展物、内容が本イベントの開催趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

3 出展の申し込み

- 主催者が出展申込書(原本)を受領し、出展受理連絡書をお送りした時点で正式な出展受理とします。出展申込書は原本をお送りください。その際、出展申込書はコピーを取り保存してください。
- 主催者が申し込みを正式に受理した後、出展料金をご請求します。出展者は指定された期日までに指定の銀行窓口口座へお振り込みください。主催者が定める期日までに出展料金のお振り込みが無い場合、主催者は申し込みを取り消す権利を持ちます。

4 出展のキャンセル

- 出展申し込み後の出展取り消し・解約は原則認めないものとします。但し、主催者が不可抗力と認め解約を承認する場合は、出展者は下記の通り解約料を主催者に支払うものとします。
 - ①出展料振込後～8月31日まで ……………出展料金の50%
 - ②9月1日以降 ……………出展料金の100%

5 小間位置の決定

出展小間の位置は、主催者が、出展内容・サービス、小間数、申し込み順などを考慮の上、決定します。

6 禁止行為

- 危険物は原則として会場内に持ち込むことができませんが、展示にあたり必要不可欠で、所轄消防署の許可を受けた場合は、必要最低限持ち込むことができます。
- 床面へのアンカーボルト等の打ち込みはできません。
- 主催者が認めたもの以外、即売はできません。

7 展示会の中止

主催者は、天災地変その他不可抗力の原因により開催が不相当と判断した場合は、会期の変更もしくは中止をすることがあります。主催者は、これによって生ずる出展者その他の損害については責任を負わないものとします。

8 出展物の管理

主催者は、出展物の管理について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意をはらいますが、損害損失(盗難、紛失、火災、損傷等)については責任を負いません。

9 展示に関する規定

- 搬入・搬出及び展示方法については、主催者が今後提供する「出展細則・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守するものとします。
- 会期終了後、出展者の責任で展示スペースを原状回復し、残置物がないようにしてください。
- 実演や他の宣伝活動は、すべて自社小間内で行ってください。
- 出展者は大音量を放つ実演など、他小間の迷惑となる行為や、装飾物が飛び出すなど隣接小間の展示や来場者の導線を妨害するような活動、法律上ならびに社会通念上問題のある出展物(商品・サービスなど)があった場合、主催者がその中止・変更を命じることができます。この際、出展者がこうむる損害について主催者は責任を負わないものとします。
- 展示物、合板、パンチカーペット、黒幕等は全て防災認定されたものを使用してください。また、防災認定シールも必ず貼り付けてください。